

広島県告示第七百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰國した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によつて、次のとおり指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成三十年十一月八日

広島県知事 湯崎英彦

名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
	新	旧	
A O I 広島病院	東広島市河内町入野七九〇七番地二	東広島市河内町入野七九〇七番地	平成三〇年八月三日